

平成22年10月25日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111 (内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方自治体からの要望等)

〈本省受付分〉

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年10月15日から平成22年10月21日受付分)

別紙

- 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体からの要望等・本省受付分) (10/10/25)

平成22年10月25日
大臣官房総務課情報公開文書室

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年10月15日～10月21日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	74	0	0	0	74
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	12	0	0	0	12
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合 計	0	86	0	0	0	86



国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	0
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	86

国民の皆様の声・集計報告票 (地方自治体・本省受付分)

平成22年10月15日～10月21日受付分

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	74 件	0 件	0 件	0 件	74 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	74 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係・外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定書類等の照会。	①	事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票 (地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 宮崎敦文(内線3911) 総務課企画法令係 富永華子(内線3919)

平成22年10月15日～10月21日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	12 件	0 件	0 件	0 件	12 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	12 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	自治体の方から、社会福祉法人が施設を建設するために、特別養護老人ホームの介護報酬の繰越金を財源として施設建設用地を取得したが、その土地の一部を他の事業者へ寄附する意向を示しているが、寄付は可能かとのご質問をいただきました。	①	特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(局長通知)において、特別養護老人ホームの介護報酬は、当該施設を運営する社会福祉法人外への資金の流出に属する経費には当てることができないとされており、介護報酬を財源として購入した土地の寄附は、介護報酬の外部への流出に当たるためできない旨回答しました。
2	一般病床に2ヶ月間入院した後、同一病院の介護療養病床に移った利用者について、初期加算を算定可能かとのご質問をいただきました。	①	算定できない旨説明しました。
3	医師又は歯科医師が居宅療養管理指導を行う場合、訪問診療又は往診の診療報酬の請求がなくても、居宅療養管理指導費の算定は可能かとのご質問をいただきました。	①	医師又は歯科医師が居宅療養管理指導を行う場合、訪問診療又は往診について診療報酬を算定する必要がある旨説明しました。
4			
5			

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。